

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(3)固定資産の減価償却の方法

什器備品及び建物……定額法による減価償却を実施している。

(4)引当金の計上基準

退職給付引当金……期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上している。

(5)キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

該当なし

(6)消費税等の会計処理

消費税等については、税込方式による。

3. 会計方針の変更

公益法人会計基準(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会)に基づき作成している。

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	0	0	0	0
小 計	0	0	0	0
特定資産				
退職給付引当資産	5,662,724	1,327,109	0	6,989,833
運営基金積立資産	752,997	0	0	752,997
緑の募金資産	49,101,896	75,826	0	49,177,722
小 計	55,517,617	1,402,935	0	56,920,552
合 計	55,517,617	1,402,935	0	56,920,552

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—
特定資産				
退職給付引当資産	6,989,833	—	—	(6,989,833)
運営基金積立資産	752,997	—	(752,997)	—
緑の募金資産	49,177,722	(49,177,722)	—	—
小 計	56,920,552	(49,177,722)	(752,997)	(6,989,833)
合 計	56,920,552	(49,177,722)	(752,997)	(6,989,833)

6. 担保に供している資産

建物 1,244,651円(帳簿価格)及び土地 33,160,450円(帳簿価格)は、長期借入金 4,869,342円の担保に供している。

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価格	減価償却 累計額	当期末残高	備考
建 物	2,339,550	1,094,899	1,244,651	
什器備品	275,000	247,495	27,505	
土 地	33,160,450	—	33,160,450	非償却性資産
ソフトウェア	569,800	379,866	189,934	
合 計	36,344,800	1,722,260	34,622,540	

8. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

科 目	債権金額	貸倒引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
未収金	2,686,727	0	2,686,727
合計	2,686,727	0	2,686,727

9. 保証債務(債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。)等の偶発債務

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称 (交付者)	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	貸借対照表上 の記載区分
林業推進事業費補助金 (沖縄県)	0	694,000	694,000	0	—
緑と水の森林ファンド助成金	0	1,870,000	1,870,000	0	—
森の教室事業諸費 (公益社団法人国土緑化推進機構)	0	200,000	200,000	0	—
合 計	0	2,764,000	2,764,000	0	

12. 基金及び代替基金の増減額及びその残高

該当なし

13. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

内 容	金 額
経常収益への振替額	
目的達成のため、緑の募金の使用による振替額	41,354,200
合 計	41,354,200

14. 関連当事者との取引の内容

該当なし

15. キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引

該当なし

16. 重要な後発事象

該当なし

16. その他

該当なし